

保護者の皆様へ ～土庄町からのお知らせ～

3歳から5歳まで の子どもたちは、町内保育施設の保育料が
令和元年10月1日から “無償化” されます

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの保育料も無償化されます

認定こども園・保育所・幼稚園を利用する子どもたち

【対象者・保育料】

3歳から5歳までの全ての子どもたちは、保育料が無償化されます

- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です
- 食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと第3子以降の子どもたちについては、副食の費用が免除されます

**0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは、
保育料が無償化されます**

- 保育施設を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子の保育料が半額、第3子以降の保育料が無償となります（国の現行制度を継続）
（注）年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません
- 概ね18歳までの最年長の子どもを第1子とカウントして、第3子以降の保育料は減免されます（香川県の現行制度を継続）

【対象施設】 認定こども園・保育所・幼稚園

【無償化に関する手続き】

現在保育施設へ通われている土庄町在住児童の手続きは、土庄町が施設を通じて行います

〔**手続担当**〕 土庄町教育総務課 62-7012

